

四日市市公共下水道（北部処理区）基本計画変更申請図書作成業務委託 仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本業務委託（以下「業務」という。）は、発注者において、公共下水道事業を施行するに当たり、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する全体計画の変更及び事業計画の変更、都市計画法第60条に規定する事業計画の変更を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 委託業務着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者・照査技術者選任通知書

(ニ) 納品書 (ホ) 委託業務完了届 (ヘ) 請求書

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

(1) 受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなけ

ればならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに該当業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般事項

受託者は、調査及び計画、設計、図書の作成に当り、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、該当地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地域については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 調査及び計画、図書の作成

受託者は、発注者より提供した資料、受託者が調査収集した事項及び資料、関係者の打合せ結果等を十分検討した後、関係法令を遵守し、下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）の「標準業務内容」に基づいて全体計画及び事業計画を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 下水道全体計画図書
- | | | |
|---|--------|----|
| (イ) 下水道全体計画説明書 | A 4判製本 | 5部 |
| (ロ) 下水道全体計画一般図(汚水及び雨水)(縮尺 1/10,000 程度) | 白焼き | 2部 |
| (ハ) 区画割施設平面図(汚水及び雨水)(縮尺 1/2,500 程度) | 白焼き | 2部 |
| (ニ) 幹線管きよ縦断面図(縮尺横 1/2,500 程度, 縦 1/100 程度) | 白焼き | 2部 |
| (ホ) 管きよの流量計算書 | 白焼き | 2部 |
- (2) 下水道法事業計画図書
- | | | |
|--|------------------|-----------|
| (イ) 事業計画書 | 協議申出図書 3部・A 4判製本 | 10部 |
| (ロ) 事業計画説明書 | 協議申出図書 3部・A 4判製本 | 10部 |
| (ハ) 下水道計画一般図(汚水及び雨水)(縮尺 1/10,000 程度) | 白焼き | 3部 |
| (ニ) 主要な管きよの区画割施設平面図(汚水及び雨水)(縮尺 1/2,500 程度) | 白焼き | 3部 |
| (ホ) 主要な管きよ縦断面図(汚水及び雨水)(縮尺横 1/2,500 程度, 縦 1/100 程度) | | 白焼き 3部 |
| (ヘ) 主要な管きよの流量計算書 | | 白焼き 3部 |
| (ホ) その他参考図書 | | |
| 区画割平面図(汚水・雨水)(縮尺 1/2,500 程度) | | 白焼き 3部 |
| 縦断面図(縮尺横 1/2,500 程度, 縦 1/100 程度) | | A 3白焼き 3部 |
| 枝線の管きよ流量計算書 | | A 4白焼き 3部 |
- (3) 都市計画法事業認可申請図書
- | | | |
|-----------|----------------|-----|
| (イ) 申請書 | 申請図書 3部・A 4判製本 | 10部 |
| (ロ) 計画書 | 申請図書 3部・A 4判製本 | 10部 |
| (ハ) 資金計画書 | 申請図書 3部・A 4判製本 | 10部 |
- (ニ) 事業地を表示する図面
- | | | |
|------------------------------|-------|----|
| ①下水道計画一般図(縮尺 1/25,000 程度) | 白焼き着色 | 3部 |
| ②主要な管きよの施設平面図(縮尺 1/2,500 程度) | 白焼き着色 | 3部 |
| ③管きよ平面図(縮尺 1/500 程度) | 白焼き着色 | 3部 |
| ④ポンプ場平面図(縮尺 1/500 程度) | 白焼き着色 | 3部 |
| ⑤終末処理場平面図(縮尺 1/500 程度) | 白焼き着色 | 3部 |
- (ホ) 設計の概要を表示する図面
- | | | |
|---------------------------|-----|----|
| ①区画割平面図(縮尺 1/2,500 程度) | 白焼き | 3部 |
| ②ポンプ場, 計画平面図(縮尺 1/500 程度) | 白焼き | 3部 |
- (ヘ) その他参考図書
- 計画概要書, 都市計画用途地域図, 主要管きよ縦断面図, ポンプ場水位関係図,

- (4) 打合せ議事録
- (5) 電子成果品一式

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (10) バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- (11) 新都市計画の手続（都市計画協会）
- (12) 町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）
- (13) 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）
- (14) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (15) 下水道雨水管理計画策定マニュアル（全国上下水道コンサルタント協会）
- (16) 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道全体計画説明書（四日市市上下水道局）
- (17) 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道事業計画変更協議申出書（四日市市上下水道局）
- (18) 四日市市都市計画公共下水道流域関連四日市市第17号公共下水道事業計画変更認可申請書（四日市市上下水道局）
- (19) 四日市市総合治水対策 雨水対策編（四日市市総合治水対策検討委員会）
- (20) 四日市市公共下水道雨水基本計画書（四日市市上下水道局）
- (21) 四日市市下水道総合地震対策事業計画書（四日市市上下水道局）
- (22) 四日市市公共下水道長寿命化計画（四日市市上下水道局）
- (23) 四日市市公共下水道施設再構築計画（四日市市上下水道局）
- (24) 生活排水処理施設整備計画改定業務委託 報告書（四日市市上下水道局）
- (25) 四日市・鈴鹿水域外3水域流域別下水道整備総合計画（三重県）

**四日市市公共下水道（北部処理区）基本計画変更申請図書作成業務委託
特記仕様書**

1. 業務の内容

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道事業は、昭和 52 年度に事業着手以後、整備が進められ、平成 30 年度末に汚水処理区 1,840ha、雨水排水区 827ha の整備が完了している。令和元年度には、本計画の上位計画である「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画（以下、「流総計画」という。）」の見直しが行われた。また、同年度には「生活排水処理施設整備計画（以下、「アクションプログラム」という。）」が改定された。

本業務は、北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道事業について、上位計画である流総計画の変更を全体計画に反映し、コミュニティ・プラントにより整備された三重処理分区の神前地区と給食センター建設予定地について、下水道法事業計画区域を拡大するとともに、都市計画法事業計画も合わせて事業期間を延伸するものである。

全体計画においては、「アクションプログラム」の改定を反映して計画区域を変更し、「流総計画」の見直しを反映して計画諸元を見直すとともに、施設計画を変更するものである。

- ・計画区域 3,501.3ha → 2,707.48ha (793.82ha 減少)

下水道法事業計画においては、下記のとおりである。

- ・期間延伸 平成 34 年 3 月 31 日 → 令和 7 年 3 月 31 日
- ・計画区域 2,355.66ha → 2,525.96ha (168.40ha 拡大) + (1.90ha 拡大)
神前地区（コミュニティ・プラント）及び給食センター建設予定地

都市計画法事業計画においては、下記のとおりである。

- ・期間延伸 平成 34 年 3 月 31 日 → 令和 7 年 3 月 31 日
- ・計画区域 2,285.73ha → 2,285.73ha (±0ha)

作業項目は以下のとおりとする。

(1) 公共下水道全体計画変更図書作成業務（流域関連公共下水道：汚水・雨水計画共）

- ① 基礎調査（現地踏査・都市計画関連資料収集整理・汚水計画関連資料収集整理・既存の下水道及びし尿処理の状況・まとめ照査）
- ② 下水道整備の基本方針の確認
- ③ 基本事項の検討（整備目標・計画区域の確認・計画フレームの設定・汚水量原単位・計画汚水量・汚濁負荷量原単位・計画汚濁負荷量・設計基準の確認・まとめ照査）
 - ・上位計画の変更内容を反映し、計画区域、計画人口、計画汚水量、計画汚濁負荷量を算定する。
- ④ 根幹的施設の配置検討（幹線ルート of 検討・ポンプ場の必要性の検討、まとめ照査）
- ⑤ 汚水管渠計画（平面図・流量計算・縦断面図・関連管理者協議用図書・まとめ照査）
 - ・計画区域の見直しや汚水量の変更に対して、幹線管渠の区画割平面図、施設平面図、縦

断面図、流量計算表を見直す。

- ⑥ 財政計画の策定（概算事業費・事業計画）
- ⑦ 提出図書の作成
- ⑧ 計画協議

(2) 下水道法事業計画変更図書作成業務（流域関連公共下水道：汚水・雨水計画共）

- ① 基本作業の確認
- ② 基礎調査（関連計画の資料収集・整理・下水道整備・維持管理状況の確認・まとめと照査）
- ③ 基本事項の検討（事業計画区域及び計画フレームの設定・計画汚水量、汚濁負荷量の算定・まとめ照査）
 - ・ 神前地区（コミュニティ・プラント）及び給食センター建設予定地を計画区域に追加する。
 - ・ 全体計画を反映し計画フレーム、計画汚水量、計画汚濁負荷量を算定する。
- ④ 汚水管渠計画（区画割平面図作成・幹線管渠縦断面図作成・幹線管渠の流量計算表作成・枝線管渠縦断面図作成・枝線管渠の施設平面図作成・枝線管渠の流量計算表作成・下水道計画一般図作成・概算事業費の算出・まとめ照査）
 - ・ 拡張区域については、コミュニティ・プラントの台帳から既設管渠の情報を取り込むため、管渠測量設計は実施しない。
 - ・ スtockマネジメント計画を踏まえ、腐食のおそれのある箇所を見直す。
 - ・ 枝線管渠の流量計算表、区画割平面図、施設平面図、管渠縦断面図を作成する。
 - ・ 既事業計画区域について、工事施工図等を基に区画割平面図、流量計算表を修正する。
 - ・ 下水道計画一般図、幹線管渠の区画割施設平面図、縦断面図、流量計算表を作成し、計画変更箇所について事業計画変更図書を作成する。
- ⑤ 財政計画の策定（年度別整備計画・年度別事業費の算出・財源計画・下水道使用料等の見直し・まとめ照査）
- ⑥ 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針（施設の設置に関する方針・施設の機能の維持に関する方針・まとめと照査）
 - ・ 施設の設置に関する方針 施策数 2 施策
 - ・ 施設の機能の維持に関する方針 対象施設（管渠・ポンプ場）
- ⑦ 提出図書の作成（事業計画書・事業計画説明書・申請図面まとめ・その他参考図書まとめ・まとめ照査）
- ⑧ 設計協議

(3) 都市計画法事業計画変更申請図書作成業務（流域関連公共下水道：汚水・雨水計画共）

- ① 基本事項の打合せ
- ② 計画図
- ③ 申請書
- ④ 参考図書
- ⑤ まとめ照査

(4) 区画割施設平面図作成

【表1】【表2】に留意した電子データ化作業を行うものとする。なお、区画割平面図については、dwg形式の電子データ（参考）を貸与する。

【表1】属性と入力形式

種類	属性	入力形式	摘要
事業計画 区域	処理区エリア	ポリゴン	事業計画区域のデータには、四日市市下水コード表を 基にコード及び処理区、排水区名を属性データとして リンクする。
	排水区名エリア	ポリゴン	
区画割	区画割エリア	ポリゴン	区画割エリア及び管渠図形には、延長、勾配、口径、 エリア面積等の属性データがリンクされていること。 整備済み管渠は破線表示にすること。 中間人孔の属性について入力すること。
	管渠	ライン	
	流下方向	ブロック図形	
	人孔	ブロック図形	
	属性文字	文字	

【表2】データ形式

データ形式については、下記、Iを標準とし、これによらない場合は発注者と別途協議すること。

I.	「ESRI shp ファイルで属性付きで作成 (管渠、区画割、流方向、人孔、属性文字)をレイヤごとに作成」すること。
----	---

【注意事項】

業務委託を遂行するにあたっては、下記の事項を遵守していただきます。

記

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、
契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。